証券コード　2144
平成29年６月14日

株　主　各　位

東京都中央区八重洲二丁目２番１号
株式会社やまねメディカル
代表取締役社長　山　根　洋　一

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区八重洲二丁目2番1号
住友生命八重洲ビル　１階
株式会社やまねメディカル本社　１Ｆ会議室
（昨年と会場が異なりますので、末尾記載の「第15期定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただきたく、お願い申しあげます。）

３．目的事項

報告事項
１．第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）２名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第６号議案　会計監査人選任の件
第７号議案　合併契約承認の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ymmd.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国及び英国の新政権のもとでの国策転換に伴う先行き不透明感をはじめとする今後の海外経済の不確実性や、国内景気の一部に改善の遅れを含みながらも、デフレからの脱却を確実なものとしつつ経済再生と財政健全化の同時実現を目指した各種政策の推進を背景として、緩やかな回復基調を持続いたしました。

この間、介護業界においては、高齢社会の進行に伴う介護ニーズの増大を背景として、介護市場は持続的な成長の基調を維持しております。他方、社会保障費の増大による財政圧迫を抑制するため、介護報酬の抑制方針が維持されています。このような状況下にあって、介護事業者にとっては、介護報酬の抑制をコスト管理と生産性向上によってカバーしつつ、高品質のサービス提供を同時に実現する経営努力が強く求められております。一方、安倍内閣が標榜する一億総活躍社会の実現や、まち・ひと・しごと創生に向けてのアクションプランの一環として、介護人材の確保・育成を目的とするキャリアアップの仕組みの構築及び平成29年度からの月額１万円相当の処遇改善策の実施をはじめ、介護の環境整備への取り組みが織り込まれました。また、制度・行政面においては、後期高齢者人口の比率が20％に達する2025年を展望したわが国の社会福祉体制及び高齢者福祉制度の基本的設計図としての「地域包括ケアシステム」の構築に向けての体制づくりが進行しており、在宅介護重視の潮流はさらに強まる方向にあります。

このような環境のもと、当社グループでは、創業以来展開してきた単独の通所介護事業と、平成25年６月に稼働を開始したサービス付き高齢者向け住宅及び同住宅に併設する通所介護事業を中心とする総合ケアセンター事業の２つの分野をコア事業としてまいりましたが、今後の中長期的な事業成長戦略としてセンター事業に経営資源を集中するため、当連結会計年度中の平成28年６月１日を効力発生日として、吸収分割により単独通所介

護事業を承継会社に承継いたしました。

この結果、当社のコア事業は総合ケアセンター事業に集約されることとなりました。当該センター事業は、国家的重要施策である「地域包括ケアシステム」の構築を踏まえて、「サービス付き高齢者向け住宅」、「通所介護」、「宿泊サービス」、「生活支援サービス」などを有効かつ効果的に提供できる地域包括ケアシステム推進拠点である「総合ケアセンター」の運営を通じて、高齢社会における社会インフラ機能を果たす事業コンセプトの推進に取り組んでおります。

また、完全子会社である株式会社八重洲クックライフは、主として高齢者向けのフードサービス事業を主軸として、介護・医療周辺サービスの領域における保険外新規事業を推進しております。

当社グループの営業拠点は、センター事業のサービス付き高齢者向け住宅「なごやかレジデンス」については、当連結会計年度中に３箇所を開設し、当連結会計年度末において65箇所を運営しております。また、直営通所介護事業の「かがやきデイサービス」については、当連結会計年度中に上記の新規開設サービス付き高齢者向け住宅に併設して３箇所を開設し、当連結会計年度末において64箇所を運営しております。さらに、当連結会計年度末において、居宅介護支援事業の「なごやかケアプラン」を４箇所運営しております。

また、フランチャイズ事業については、当連結会計年度末におけるフランチャイズによる通所介護事業所「ホームケアセンター」等は26箇所となっております。

なお、当連結会計年度中に単独通所介護事業所59箇所を「デイサービスセンターなごやか」の事業所名で承継したことに伴い、当社が運営する通所介護事業所の名称を、平成29年３月１日に新規開設した総合ケアセンター板橋に併設する通所介護事業については同日に、その他の事業所については同年４月１日に、各センターにおいてご提供するサービスの理念を表わす「かがやきデイサービス」に一新いたしました。

次に当連結会計年度の収益面については、平成28年６月１日を効力発生日として吸収分割により承継会社に承継した単独通所介護事業に係る損益は、同日以降当社の損益から分離しており、それに伴う営業収入及び営業利益・経常利益の減少が当連結会計年度の業績数値に反映されています。

また、コアのセンター事業は、先例のないイノベーティブな事業であることから、事業モデル構築の研究開発及び運営ノウハウ蓄積に多額の先行投資コストを投入してきたため、これまで多額の赤字を計上してきました

が、これを黒字化するまでに相当期間を要しております。事業開始後３年10箇月の当連結会計年度末現在においては、まだ多くの拠点が高齢者住宅の入居率向上及び併設通所介護施設の利用者獲得の途上にあります。この間、集中的な新規開設に伴う初期投資コストの圧迫が依然として持続していますが、稼働状況の向上に伴い収益は改善傾向にあり、センター事業の損益は営業総利益ベースで前連結会計年度までの赤字を脱却して、当連結会計年度は黒字となり、黒字幅も漸次拡大しつつあります。しかしながら、販売費及び一般管理費賦課後の損益では、なお赤字計上を余儀なくされました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益については、単独通所介護事業の吸収分割の対価による特別利益の計上に伴い黒字となり、かつ債務超過を解消するとともに、長期及び短期借入金並びに社債の一括期限前返済・償還を行い、当連結会計年度末において無借金会社となっております。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収入は5,801,764千円、営業損失は542,434千円、経常損失は611,886千円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,533,806千円となりました。

(2)財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期 (当連結会計年度)
	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営　業　収　入(千円)	－	6,477,638	7,783,938	5,801,764
経　常　利　益 (△経常損失)(千円)	－	△1,290,059	△743,898	△611,886
親会社株主に帰属する 当　期　純　利　益 (△純損失)(千円)	－	△1,014,731	△1,329,040	2,533,806
1株当たり当期純利益 (△純損失)(円)	－	△92.67	△121.37	231.40
純　資　産(千円)	－	262,010	△1,064,647	1,469,961
総　資　産(千円)	－	4,234,334	4,611,592	4,853,798

(注) 1.1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
2.当社は、第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期は記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期 (当事業年度)
	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営　業　収　入(千円)	5,275,596	6,440,126	7,669,493	5,615,564
経　常　利　益 (△経常損失)(千円)	24,614	△1,167,478	△678,915	△626,208
当　期　純　利　益 (△純損失)(千円)	△77,044	△1,040,612	△1,332,527	2,527,995
1株当たり当期純利益 (△純損失)(円)	△7.04	△95.03	△121.69	230.88
純　資　産(千円)	1,330,524	278,169	△1,054,638	1,473,357
総　資　産(千円)	4,367,509	4,250,434	4,617,152	4,814,215

(注) 1.1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
2.当社は、平成25年5月16日開催の取締役会において、平成25年10月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益(△純損失)を算定しております。
3.第13期決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第13期の「①企業集団の財産及び損益の状況」及び「②当社の財産及び損益の状況」については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社八重洲クックライフ	50,000千円	100.0%	食品の製造、給食及び配送サービス等事業
山清建設株式会社	40,000	100.0	建築工事、コンサルティング等事業

(4) 対処すべき課題

当社のコア事業である「総合ケアセンター」は、先例のないイノベーティブな先進的事業であり、事業モデル構築の研究開発及び運営ノウハウの蓄積に多額の先行投資と相当期間を要し、これまでその初期赤字に耐えてきました。事業開始後３年10箇月の当連結会計年度末現在においては、まだ多くの拠点が高齢者住宅の入居率向上及び併設通所介護施設の利用者獲得の途上にあります。この間の集中的な新規開設に伴う初期投資コストの圧迫が依然として持続しています。

これに対処して、次期は過年度の先行投資の収益寄与に全力を傾注して、既設のセンターの入居率の満室化及び併設通所介護のご利用者増加により、全拠点の黒字化を早期に実現することが優先課題であります。その実現のために、「総合ケアセンター理念」の忠実かつ着実な実践を通じて、当社の事業モデルの先進性・優位性をお客様に実感していただき、顧客満足度の最大化を確実なものとすることが要件であります。

そのもとで、真に心の通う高品質サービスのご提供により、お客様及び地域社会の信頼を一層強め、業績の回復と「地域包括ケアシステム」の構築という国家的重要政策への貢献を同時に実現することが、対処すべき基本的課題と認識しております。

以上の課題を踏まえて、当社が取り組むべき当面の優先的施策は概略以下のとおりであります。

Ⅰ．法令遵守と安全運営

法令遵守と安全運営は、事業活動を営んでいくうえでの基本的前提条件であります。それぞれについて、部門横断的な組織のもとに全社の英知を結集してまいります。

Ⅱ．内部統制の充実

当社経営の根幹として、全社的な内部統制の整備・強化に全力を注入して取組み、業務プロセスの適正性の確保のための厳正な点検と継続的改善を図ってまいります。

Ⅲ．顧客増加の具体的方策

①　サービス・モデルの優位性の訴求

通所・宿泊・住宅の３つのサービスを切れ目なくご提供し、当社の総合ケアセンターをご利用いただくことにより、要介護高齢者が「輝きのある生活」を同センターにおいて日常送っていただけることを積極的に訴求し、当該モデルによる高品質サービスの普及に取り組みます。

②　営業力、渉外力の強化

上記の方策のもとに、１人でも多くの顧客を増やし、１回でも多く利用していただくための営業力、渉外力の一層の強化を図ります。

③　「サービス品質ナンバーワン」の評価の確立

サービス・モデルの実践において、真にお客様と心の「つながる」サービスを通じて、ご利用者の尊厳の保持や自立支援に寄与いたします。また、いざという時こそ真にお役に立つ対応により、当社の全施設がそれぞれの地域においてお客様からもケアマネージャーの皆様からも、最も信頼されるサービス品質ナンバーワンの評価の確立を目指します。

Ⅳ．生産性向上のための施策

①　管理体制の強化・確立

小さくて効率的な本社管理部門の体制強化による販管費の圧縮とともに、拠点現場に対する効果的な業績管理・指導・支援体制を充実し、全社的な生産性向上を図ります。

② 良質な社員の確保と高齢者・女性の活用

「総合ケアセンター理念」を真摯に実践して、心の通う高品質サービスを提供できる良質な社員の確保に注力し、生産性の高い社員集団の構築を図ります。

また、気力、体力に優れ成果をあげる能力を持つ高齢者を活用するとともに、強い向上心と意欲を持つ女性社員の活躍を期待し管理職への登用を進めます。

③ 教育育成によるサービスレベルの向上

社員一人ひとりの適正な能力評価にもとづいたキャリアパスの設定と、サービスの標準化のための体系的な教育育成を通じて、生産性の高い高品質サービスを提供できる体制を強化いたします。

(5)主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業区分	事業内容
直営通所介護事業	介護保険法に基づく通所介護事業
サービス付き高齢者向け住宅事業	高齢者住まい法に基づく住宅事業
フランチャイズ事業	通所介護事業及び高齢者住宅に係るフランチャイズ事業

(6)主要な事業所（平成29年3月31日現在）

①本社　　東京都中央区

②広島事務センター　　広島県広島市

③デイサービスセンター

かがやき練馬大泉他	計４事業所	東京都（２３区）
かがやき小平上水他	計８事業所	東京都（２３区外）
かがやき横浜長沼他	計１０事業所	神奈川県
かがやき柏松葉他	計５事業所	千葉県
かがやき岩槻他	計１２事業所	埼玉県
かがやきあがたの森	計１事業所	長野県
かがやき静岡西脇他	計６事業所	静岡県
かがやき笠寺他	計３事業所	愛知県
かがやき岐阜梅林他	計２事業所	岐阜県
かがやき平野南他	計９事業所	大阪府
かがやき明石朝霧他	計３事業所	兵庫県
かがやき京都花園	計１事業所	京都府

④サービス付き高齢者住宅

なごやかレジデンス練馬大泉他	計４事業所	東京都（２３区）
なごやかレジデンス小平上水他	計８事業所	東京都（２３区外）
なごやかレジデンス横浜長沼他	計１０事業所	神奈川県
なごやかレジデンス柏松葉他	計５事業所	千葉県
なごやかレジデンス岩槻他	計１２事業所	埼玉県
なごやかレジデンスあがたの森	計１事業所	長野県
なごやかレジデンス静岡西脇他	計６事業所	静岡県
なごやかレジデンス笠寺他	計４事業所	愛知県
なごやかレジデンス岐阜梅林他	計２事業所	岐阜県
なごやかレジデンス平野南他	計９事業所	大阪府
なごやかレジデンス明石朝霧他	計３事業所	兵庫県
なごやかレジデンス京都花園	計１事業所	京都府

⑤子会社

株式会社　八重洲ｸｯｸﾗｲﾌ	本社（東京都中央区）
山清建設株式会社	本社（東京都中央区）

(7)従業員の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
通所介護、居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅等事業	341（966）名	△263（△62）名
食品の製造、給食及び配送サービス事業、居宅介護支援等事業	7　(0)	－（－）
レンタル・リース業、販売、介護福祉施設の設備に関するコンサルティング業務等事業	1　(0)	－（－）
建築工事等事業	1　(0)	－（－）
合計	350（966）	△263（△62）

（注）　使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
350(966)名	△263(△62)名	45.4歳	1.4年

（注）　従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

平均勤続年数が短いのは、事業所歴の長い単独通所介護事業が吸収分割により承継会社に承継されるに伴い、勤続年数の長い従業員が承継会社に移籍し、現有従業員の多くは事業所歴の短い総合センター事業の事業所の開設時に入社して、当該事業所の業務に従事しているからであります。

(8)主要な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　10,950,132株（自己株式379,868株を除く。）

(3) 株主数　　904名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山根洋一	9,825,700株	89.7%
上原一由	118,500株	1.1%
松井証券株式会社	62,400株	0.6%
三井住友信託銀行株式会社	50,200株	0.5%
富国生命保険相互会社	50,000株	0.5%
奥村陽一郎	50,000株	0.5%
楽天証券株式会社	36,200株	0.3%
高畠陽路	30,900株	0.3%
株式会社三井住友銀行	29,700株	0.3%
滝本拓馬	23,700株	0.2%

（注）１．当社は、自己株式を379,868株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式（379,868株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議の日	平成23年４月15日	平成24年７月16日
新株予約権保有の当社役員	取締役(社外を除く)：１名、計50個	取締役(社外を除く)：３名、計65個 社外取締役　　：１名、計10個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式5,000株 （新株予約権１個につき100株）	当社普通株式7,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
権利行使期間	平成26年6月1日から平成31年4月30日	平成27年9月3日から平成32年9月2日
行使の主な条件	1. 各新株予約権につき一部行使はできない。 2. 新株予約権者は、当社第８期定時株主総会終結後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、取締役または従業員であること。	1. 各新株予約権につき一部行使はできない。 2. 新株予約権者は、当社第10期定時株主総会終結後３年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、取締役または従業員であること。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1)取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山根洋一	－
取締役副社長	西村功	－
取締役	矢島達之介	事業部長
常勤監査役	波江野弘	－
監査役	太田建夫	－
監査役	石村善哉	表参道総合法律事務所 弁護士

（注）１．太田建夫氏及び石村善哉氏の両氏は社外監査役であります。
２．太田建夫氏は当連結会計年度の取締役会18回のうち17回に出席し、会社法に準拠した内部統制のあり方等について、また当連結会計年度の監査役会については13回全てに出席し、監査方針・手法等について種々発言しております。
３．石村善哉氏は、当社と過去及び現在の勤務法律事務所との取引関係がほとんどないことから、意思決定に対して影響を与える可能性のある取引関係はないと判断しております。石村善哉氏は当連結会計年度の取締役会18回のうち18回全てに出席し、会社法に準拠した内部統制のあり方等について、また当連結会計年度の監査役会については13回全てに出席し、監査方針・手法等について種々発言しております。
４．当社は、監査役太田建夫氏及び石村善哉氏の２氏を株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2)事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な役職の状況
塚原浩司	平成28年7月22日	任期満了	取締役
山田武夫	平成28年7月22日	任期満了	取締役（社外）
樽床伸二	平成28年7月22日	任期満了	取締役（社外）

（注）塚原浩司氏、山田武夫氏及び樽床伸二氏は、第14期定時株主総会継続会終結の時をもって、任期満了となっております。

(3)取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報 酬 等 の 額	うち社外役員に対するもの	
取　締　役	6名	35,275千円	2名	1,025千円
監　査　役	3名	7,400千円	2名	2,400千円
合　　計	9名	42,675千円	4名	3,425千円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成15年６月１日開催の臨時株主総会にて年額500百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含んでおりません。）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成15年６月１日開催の臨時株主総会にて年額20百万円以内と決議いただいております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人アリア

（注）当社の会計監査人であった優成監査法人は、平成28年７月22日開催の第14期定時株主総会の終結をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当連結会計年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。上記報酬額は、会計監査業務の困難性と広範性に鑑み妥当なものであると監査役会で判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

一．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制等に関する事項

当社は取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議し、その方針のもとに体制強化を進めてまいりました。その概要は以下のとおりであります。

Ⅰ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、「取締役会規程」に定められた決議事項及び報告事項の基準に則り、当社の経営方針、経営の重要事項に関する意思決定を行う。

② 取締役会が取締役の職務執行の適法性を監視するため、業務執行取締役は「取締役会規程」の報告事項基準に則り、業務執行状況を取締役会に報告する。

③ 取締役の業務執行状況は、「監査役会規程」に則り監査役の監査を受ける。

④ 取締役を含む役職員がとるべき行動を明示した「コンプライアンスマニュアル」を遵守する。

Ⅱ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめとして重要な意思決定に係る会議の議事録、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した稟議書及びその他の文書を、法令並びに社内の「文書管理保存規程」に則り管理・保存する。

Ⅲ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制の基本方針及び対応策を示した「リスク管理規程」を制定している。

② 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会及び内部統制委員会を組成し、リスク管理の全社的・体系的な基本施策の決定と実施状況の監督を行う上部組織として機能している。リスクマネジメント委員会には、災害・情報セキュリティ対策部会、行政リスク対応部会及び安全運営推進部会を設置し、内部統制委員会には、コンプライアンス統括部会を設置している。

③ 本社の各部室長及び施設長は、それぞれの部門において全職員への「リスク管理規程」の徹底と情報の共有化を図るとともに、その実施状況を監督し、定期的な点検と見直しを実施する。

④　当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合、または発生の恐れが予測される場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を組成して対応する。

⑤　内部監査室は、「コンプライアンス」並びに「リスク管理」を重視した内部監査を行う。

Ⅳ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　経営の透明性と効率性を高めるため、経営の意思決定と業務執行に関する責任と権限の明確化を図ることをコーポレートガバナンスの基本とする。

②　取締役会は基本的経営方針と経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、各業務領域における業務執行の最高機関としての業務執行取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。

③　取締役会は毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を招集し、迅速かつ効率的な意思決定を行う。

④　代表取締役社長以下の常勤取締役及び役付執行役員は、毎月及び臨時の経営会議において、経営基本方針の策定及びその執行方針の決定、重要戦略及び重要運営事項の承認並びに目標管理、重要人事の決定、取締役会付議事項の承認を行う。

Ⅴ．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会のもとにコンプライアンス統括部会を設置し、役職員の行動指針を定めるとともに、定期的にコンプライアンス遵守の状況を管理、指導する。

②　「コンプライアンスマニュアル」を制定して役職員の全員に配付し、全組織を通じての法令及び社内規定・規則の遵守を徹底する。

③　「コンプライアンスマニュアル」に示された行動基準の各項目について全役職員が６カ月ごとの一定期日にその遵守の状況をチェックリストに記入してコンプライアンス責任者の点検を受けることを義務づけ、その徹底を期している。

④　内部監査室は、前記の「リスク管理」と並んで「コンプライアンス」を重視した内部監査を行う。

⑤　コンプライアンス経営の強化のため、法令及び社内規定・規則違反の通報又は相談を受け付ける窓口を社内及び社外に設置するとともに、通報者を不利益な取扱から保護し、かつ迅速、的確な是正措置を講じるための「内部通報規程」を制定している。

⑥　通所介護をはじめ居宅介護施設の開設・運営に係る介護保険法及び関連諸法令に定められた諸基準の完全な充足、並びに事業活動における諸法令遵守と適正な業務プロセスの維持を万全なものとするため、行政対応部署の拡充強化を図っている。

⑦　さらに、当社の経営戦略がその実務段階において的確かつ合理的なプロセスを通じて所期の効果的かつ効率的な成果をあげるための仕組みとして、次の運営を行っている。

ⅰ）部門マネジメント会議：経営会議の経営方針及び経営戦略の決定を受けた部門ごとの具体的、個別的な戦略と施策の策定、目標と期限の設定及び目標管理

ⅱ）部会：部門マネジメント会議の決定を受けた各部室の業務計画の策定と進捗管理

Ⅵ．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各子会社における職務執行状況を定期的に報告する体制を構築している。

Ⅶ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

①　監査役は、「監査役会規程」に則り、取締役会及び社内の重要会議に出席し、経営の意思決定、経営計画の決定に至る経過及び業務執行の状況を熟知できる体制にある。

②　監査役は、「監査役会規程」に則り、取締役及び使用人との意思疎通を図り、随時業務内容について報告を求め得る体制にある。

③　内部通報制度により法令違反又は不正行為が確認され是正措置を講じた場合、同制度の責任者は当該是正措置について常勤監査役に報告するものとする。

Ⅷ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、会計監査人の監査の結果を活用することができる。

②　監査役は、内部監査室との連携を密にし、内部監査室の監査の結果を活用し、必要ある場合は特定の事項について調査を依頼することができる。

(2) 内部統制の整備・強化を図るための組織体制

① 内部統制の最高責任者である社長の諮問機関として、会社の内部統制に関する基本方針の策定及び内部統制の整備・運用状況の全般的な把握と評価を行うことを目的に「内部統制委員会」を設置しております。

② 全社的な内部統制の整備・運用状況について、内部監査室が監査を行い、その結果を社長に報告しております。

(3) 企業の社会的責任の遂行のための体制

① 当社の社会的責任を遂行するうえでの基本方針の策定、重要な意思決定及びその進捗状況を管理し、全社的な意識の浸透を図ることを目的として「ＣＳＲ委員会」を設置しております。

② 堅実にして真摯な事業活動を通じて、すべてのステークホルダーと永続的な相互発展を図りつつ、良き企業市民としての行動に徹することにより社会的責任を遂行し、もって社会機関としての正当性を確立することを明示した「やまねメディカルＣＳＲ憲章」を制定しております。

二．業務の適正を確保するための体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。その上で、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性を向上させております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査部門は、内部監査の定期的実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
【流動資産】	1,721,343	【流動負債】	815,497
現金及び預金	1,003,384	買掛金	53,527
売掛金	624	リース債務	83,337
営業未収入金	575,383	未払法人税等	243,592
その他	165,437	未払金	332,341
貸倒引当金	△23,485	賞与引当金	9,990
		預り金	34,299
		その他	58,411
【固定資産】	3,132,455	【固定負債】	2,568,340
【有形固定資産】	2,521,155	リース債務	2,364,895
建物	35,796	退職給付に係る負債	2,381
リース資産	2,404,992	資産除去債務	31,178
その他	80,367	長期預り敷金	143,798
【無形固定資産】	16,231	繰延税金負債	9,658
【投資その他の資産】	595,068	その他	16,429
敷金及び保証金	582,762	負債合計	3,383,837
その他	12,306	純資産の部	
		【株主資本】	1,465,358
		資本金	100,000
		資本剰余金	458,750
		利益剰余金	1,030,275
		自己株式	△123,667
		【その他の包括利益累計額】	3,371
		退職給付に係る調整累計額	3,371
		【新株予約権】	1,232
		純資産合計	1,469,961
資産合計	4,853,798	負債・純資産合計	4,853,798

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収入		5,801,764
営業原価		5,441,395
営業総利益		360,368
販売費及び一般管理費		902,803
営業損失		542,434
営業外収益		
受取利息及び配当金	21	
受取保険金	92	
助成金収入	180	
受取手数料	20,204	
雑収入	5,956	26,453
営業外費用		
支払利息	92,168	
雑損失	3,737	95,905
経常損失		611,886
特別利益		
事業分離における移転利益	3,429,108	3,429,108
特別損失		
出資金評価損	7,951	
損害賠償金	7,616	
訴訟損失引当金繰入額	16,429	
リース解約損失	5,497	37,493
税金等調整前当期純利益		2,779,728
法人税、住民税及び事業税	245,194	
法人税等調整額	728	245,922
当期純利益		2,533,806
親会社株主に帰属する当期純利益		2,533,806

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	304,375	254,375	△1,503,530	△123,667	△1,068,447
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			2,533,806		2,533,806
減資	△204,375	204,375			－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△204,375	204,375	2,533,806	－	2,533,806
当連結会計年度末残高	100,000	458,750	1,030,275	△123,667	1,465,358

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,567	2,567	1,232	△1,064,647
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				2,533,806
減資				－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	803	803	－	803
当連結会計年度変動額合計	803	803	－	2,534,609
当連結会計年度末残高	3,371	3,371	1,232	1,469,961

（注）記載額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連　結　注　記　表

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	３社
・連結子会社の名称	株式会社八重洲クックライフ
	ワイ株式会社
	山清建設株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更	該当事項はありません。
② 持分法の適用の範囲の変更	該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産　仕掛品	個別法に基づく原価法
	なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を含む)　６年～39年
工具、器具及び備品　２年～13年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。

④　退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額を計上しております。

過去勤務費用については、該当事項はありません。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑤　その他連結計算書類の作成のために重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却費の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書）

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「リース解約損失」は、重要性が増したため当連結会計年度より独立掲記しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額

建物（建物附属設備を含む）	9,702千円
リース資産	195,191千円
その他	89,847千円
合計	294,740千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　11,330,000株

（2）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　15,000株

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(a) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき事業運営に必要な資金を予測し、所要資金を金融機関からの借入や社債の発行等により調達することとしております。

余資の運用は元本毀損リスクのない安全な金融資産等によって運用することとしております。なお、デリバティブは利用しておりません。

(b) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等の公的機関への債権であるため、回収不能リスクは微少であります。その一部に各利用者に対する請求債権があり、これには各利用者の信用リスクが存在しておりますが、一件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。営業債権である売掛金は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日ごとの入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に施設の建物等の賃貸借契約に伴うものですが、これには貸主の信用リスクが存在しております。営業債務である買掛金及び未払金は、その大半が１年以内の支払期日となっており、決済時における流動性リスクが存在します。

(c) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金及び営業未収入金のうち各利用者に対する債権につきましては、その回収状況を把握し、滞留発生を確認すると同時に、遅滞なく督促活動を行っております。またそれらの一連の状況については関連部署が連携し、モニタリングする体制を整備しております。

敷金及び保証金については、貸主の信用情報等を定期的に収集し信用状況の変化を監視し、異常が発見された場合には適切な対応をとる体制を整備しております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

資金調達に際して市場情報の収集に努め、金利の変動があった場合においても影響が最小となるよう、固定金利と変動金利との適切なバランスによる調達計画を立案し、実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(d) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,003,384	1,003,384	―
(2) 売掛金	624	624	―
(3) 営業未収入金	575,383	575,383	―
貸倒引当金	△23,485	△23,485	―
	1,555,906	1,555,906	―
(4) 敷金及び保証金	582,762	308,620	△274,142
資産計	2,138,668	1,864,526	△274,142
(1) 買掛金	53,527	53,527	―
(2) 未払金	332,341	332,341	―
(3) 未払法人税等	243,592	243,592	―
(4) 預り金	34,299	34,299	―
(5) 短期リース債務	83,337	83,337	―
(6) 長期リース債務	2,364,895	2,423,737	58,842
負債計	3,111,991	3,170,833	58,842

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを国債の国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。尚、敷金以外(連結貸借対照表計上額16,876千円)につきましては、重要性に乏しいため、帳簿価額によっております。

負　　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金、(5) 短期リース債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期リース債務

リース債務（固定負債）の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが困難と認められる金融商品は次のとおりであり、時価開示の対象としておりません。

・長期預り敷金（連結貸借対照表価額143,798千円）については、市場価格がなく、また預託期間を算定することは困難であることからキャッシュ・フローを合理的に算定できず時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　134円13銭

(2) １株当たり当期純利益　231円40銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
【流動資産】	1,677,037	【流動負債】	769,542
現金及び預金	966,599	未払金	366,493
営業未収入金	548,185	リース債務	82,581
前払費用	129,686	未払法人税等	243,162
その他	70,855	未払消費税等	15,692
貸倒引当金	△38,287	預り金	34,196
		賞与引当金	9,990
		その他	17,428
		【固定負債】	2,571,316
		リース債務	2,364,265
【固定資産】	3,137,178	退職給付引当金	7,553
【有形固定資産】	2,519,253	資産除去債務	31,178
建物	35,323	預り敷金	143,798
リース資産	2,403,606	繰延税金負債	8,092
その他	80,324	その他	16,429
【無形固定資産】	16,069	負債合計	3,340,858
ソフトウェア	14,662	純資産の部	
その他	1,407	【株主資本】	1,472,125
【投資その他の資産】	601,856	【資本金】	100,000
関係会社株式	8,875	【資本剰余金】	458,750
関係会社長期貸付金	110,000	資本準備金	254,375
長期前払費用	9,999	その他資本剰余金	204,375
敷金及び保証金	582,724	【利益剰余金】	1,037,042
その他	258	【その他利益剰余金】	1,037,042
貸倒引当金	△110,000	繰越利益剰余金	1,037,042
		【自己株式】	△123,667
		【新株予約権】	1,232
		純資産合計	1,473,357
資産合計	4,814,215	負債・純資産合計	4,814,215

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収入		5,615,565
営業原価		5,322,205
営業総利益		293,360
販売費及び一般管理費		847,119
営業損失		553,759
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,111	
受取保険金	92	
助成金収入	180	
受取手数料	20,204	
雑収入	581	23,168
営業外費用		
支払利息	92,205	
雑損失	3,412	95,617
経常損失		626,208
特別利益		
事業分離における移転利益	3,429,108	3,429,108
特別損失		
損害賠償金	7,616	
リース解約損失	5,497	
訴訟損失引当金繰入額	16,429	29,542
税引前当期純利益		2,773,358
法人税、住民税及び事業税	244,635	
法人税等調整額	728	245,363
当期純利益		2,527,995

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	304,375	254,375	0	254,375	△1,490,953	△1,490,953
当期変動額						
当期純利益					2,527,995	2,527,995
減資	△204,375		204,375	204,375		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△204,375	－	204,375	204,375	2,527,995	2,527,995
当期末残高	100,000	254,375	204,375	458,750	1,037,042	1,037,042

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△123,667	△1,055,870	1,232	△1,054,638
当期変動額				
当期純利益		2,527,995		2,527,995
減資		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－	－
当期変動額合計	－	2,527,995	－	2,527,995
当期末残高	△123,667	1,472,125	1,232	1,473,357

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）　６～39年

工具、器具及び備品　　２～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社使用）については社内における利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、該当事項はありません。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記していた「有形固定資産」の「工具・器具及び備品」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「有形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

① 前事業年度において独立掲記していた「営業外費用」の「社債利息」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「支払利息」に含めて表示しております。

② 前事業年度において独立掲記していた「営業外費用」の「支払保証料」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「雑損失」に含めて表示しております。

③ 前事業年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「リース解約損失」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却費の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日)を当事業年度から適用しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物(建物附属設備を含む)	9,515千円
車両運搬具	3,755千円
工具、器具及び備品	85,803千円

リース資産	192,797千円
合計	291,871千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

①短期金銭債権	16,614千円
②短期金銭債務	38,162千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	354,011千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	11,330,000	－	－	11,330,000

(2) 自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	379,868	－	－	379,868

(3) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　15,000株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は貸倒引当金、関係会社株式評価損等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は資産除去債務に対応する除去費用等であります。

なお、繰延税金資産については、評価制引当額149,432千円を控除しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
株式会社八重洲クックライフ	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助	給食、弁当の仕入 （注）1	323,508	未払金 短期貸付金 （注）2 （注）3 関係会社 長期貸付金 （注）2 （注）3 未収入金	33,149 28,000 110,000 4,069
山清建設株式会社	所有 直接100%	役務の受入	内装工事等の発注 （注）4	2,682	未払金 未収入金	433 490
ワイ株式会社	所有 間接100%	備品等の仕入	備品等の仕入 （注）1	27,821	未払金	4,495

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

3. 子会社への貸付金に対し、126,401千円の貸倒引当金を計上しております。

4. 価格その他の取引条件は、市場価格を考慮し、価格交渉の上で決定しております。

5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　134円44銭

(2) １株当たり当期純利益　230円86銭

８．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年３月16日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社八重洲クックライフとの間で、当社を存続会社とし、平成29年10月１日を効力発生日とする吸収合併契約を締結することを決議し、同日、同契約を締結いたしました。その後、平成29年５月25日開催の取締役会において、当該吸収合併の効力発生日を平成29年７月１日に変更することを決議するとともに、同日、同契約の効力発生日を平成29年７月１日に変更する覚書を締結いたしました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月25日

株式会社やまねメディカル
　取締役会　御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂木秀俊　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　山中康之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社やまねメディカルの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまねメディカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月25日

株式会社やまねメディカル
取締役会　御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木秀俊	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中康之	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社やまねメディカルの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月25日

株式会社やまねメディカル　監査役会

常勤監査役　波江野　　弘　　㊞

社外監査役　太　田　　建　夫　　㊞

社外取締役　石　村　　善　哉　　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当会社の現行定款を、次の理由により所要の変更を行うものであります。

(1) 事業目的に関する変更

介護予防通所介護サービスが、平成27年４月１日から東京都特別区、都道府県の市町村が管轄する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、第１号通所事業と位置づけられたこと、及び介護予防訪問介護事業が第１号訪問事業と位置づけられたことによる追加の記載であります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当会社は、取締役会における社外取締役の比率を高め、より透明性の高い経営を志向するとともに、取締役会の監査監督事項を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものであります。

(3) 意思決定の迅速化

取締役会の権限の一部を取締役に委任することにより、意思決定の迅速化を可能にする規定を新設するものであります。

(4) その他の全般に関する変更

その他、表現の一部修正及び上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
第２条	第２条
１．　（号文省略）	１．　（現行どおり）
２．介護保険法による介護予防通所サービス事業	２．介護保険法による介護予防通所サービス事業及び第１号通所事業

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
３．～６．　（号文省略）	３．～６．　（現行どおり）
７．介護保険法による介護予防訪問介護事業	７．介護保険法による介護予防訪問介護事業及び第１号訪問事業
８．～４４．（号文省略）	８．～４４．（現行どおり）
第３条　　（条文省略）	第３条　　（現行どおり）
	（機　関）
（新　設）	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第４条～第８条　（条文省略）	第５条～第９条　（現行どおり）
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第９条　　（条文省略）	第１０条　　（現行どおり）
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公示する。	２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、これを公示する。
３　　（条文省略）	３　　（現行どおり）
第１０条～第１６条　（条文省略）	第１１条～第１７条　（現行どおり）
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第１７条　当会社の取締役は、７名以内とする。	第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、５名以内とする。
（新　設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の選任及び解任） 第１８条　当会社の取締役は、株主総会において選任並びに解任する。 ２　（条文省略） ３　（条文省略） ４　取締役の解任決議は、本定款第１５条第２項の定めるところによる。	（取締役の選任及び解任） 第１９条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任並びに解任する。 ２　（現行どおり） ３　（現行どおり） ４　取締役の解任決議は、本定款第１６条第２項の定めるところによる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集者及び議長） 第２０条　当会社に取締役会を置く。 ２　（条文省略） ３　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第２１条　（削除） （現行どおり） ２　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第２２条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を置き、必要に応じて取締役会長、取締役副社長を置くことができる。	２　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長１名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長を定めることができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集手続） 第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集手続） 第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第２４条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議の方法） 第２３条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 ２　前項にかかわらず、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の方法） 第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 ２　前項にかかわらず、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第２４条　（条文省略）	第２６条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第２５条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（報酬等） 第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。
第２６条　　（条文省略）	第２８条　　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　　監査等委員会
（監査役及び監査役会の設置） 第２７条　当会社に監査役及び監査役会を置く。	（削除）
（監査役の員数） 第２８条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第２９条　当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間とする。	（削除）
（補欠監査役） 第３１条　法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において監査役の補欠者を選任することができる。 ２　補欠監査役の選任決議の定足数は、第２９条第２項の規定を準用する。 ３　補欠の監査役の選任の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第３２条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第２９条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（報酬等） 第３３条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第３４条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、１００万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削除）
（監査役会の招集手続き） 第３５条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集手続） 第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	（監査等委員会の決議の方法） 第３１条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数によって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。
（監査役会規程） 第３６条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第３２条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第３７条　当会社に会計監査人を置く。	（削除）
第３８条～第３９条　（条文省略）	第３３条～第３４条　（現行どおり）
（新　設）	（会計監査人の報酬等） 第３５条　会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。
第４０条～第４３条　（条文省略）	第３６条～第３９条　（現行どおり）
（新　設）	附　　則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 平成２９年３月３１日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関し、会社法第４２６条第１項の規定及び同第４２７条第１項の規定により締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお、同株主総会の決議による変更前の定款第３４条第１項及び第２項の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）２名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役３名は任期満了となり、かつ当会社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。）２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものといたします。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山根洋一（やまねよういち） （昭和35年10月５日生）	平成８年５月　やまね内科開業 平成11年４月　医療法人医仁会設立 理事長 平成14年６月　有限会社やまねメディカル設立、取締役 平成15年５月　株式会社やまねメディカルに組織変更 代表取締役社長（現任）	9,825,700株
2	矢島達之介（やじまたつのすけ） （昭和25年２月21日生）	平成13年７月　国際自動車㈱常務取締役 平成15年６月　同社専務取締役 平成16年３月　同社代表取締役社長 平成16年９月　同社代表取締役会長 平成23年10月　東洋ビルメンテナンス㈱顧問 平成25年12月　当社入社 平成26年４月　事業開発部長 平成26年11月　兼山清建設㈱代表取締役（現任） 平成28年３月　社長室長 平成28年６月　当社取締役社長室長 平成28年10月　当社取締役事業部長兼社長室長（現任）	－

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当会社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	波江野　弘（はえの　ひろし） （昭和18年９月11日生）	平成６年６月　㈱小松製作所法務部長 平成13年６月　同社コンプライアンス室長 平成13年９月　同社コンプライアンス室長兼監査室主幹 平成16年８月　トヨタ自動車㈱主査 平成20年４月　名古屋大学客員教授 平成26年２月　当社入社 当社総務部顧問 平成26年６月　当社常勤監査役（現任）	－
2	石村善哉（いしむら　よしや） （昭和34年11月６日生）	平成５年４月　東京青山法律事務所入所 平成８年５月　ペンシルベニア大学留学 平成９年５月　同大学ロースクール卒業 平成９年６月　ベーカー＆マッケンジー法律事務所勤務 平成13年８月　暁総合法律事務所入所 平成15年８月　半蔵門総合法律事務所入所 平成21年６月　当社監査役（社外監査役）（現任） 平成22年１月　表参道総合法律事務所入所（現在に至る）	－
3	安武洋一郎（やすたけ　よういちろう） （昭和52年４月17日生）	平成12年４月　防衛庁（現防衛省）入省 平成20年９月　武藤綜合法律事務所入所 平成25年４月　浅村法律事務所入所 平成27年８月　中山国際法律事務所入所 平成28年４月　北川綜合法律事務所入所（現在に至る）	－

（注）１．①　石村善哉氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当会社との間には特別の利害関係はありません。

②　同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が平成21年６月に当会社の社外監査役として選任されて以来、豊富な経験と深い知見を有する企業法務の専門家としての立場から、当会社の経営に対する監査、監督機能の強化に寄与された経緯を踏まえ、今般の監査等委員会設置会社への移行に際し、当該委員である取締役として適切な監査・監督をしていただけるものと判断いたしました。

③　同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

２．①　安武洋一郎氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当会社との間には特別の利害関係はありません。

②　同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が過去に直接経営に関与した経験はありませんが、行政と司法の両分野における幅広い経験と知見に立脚した大局的見地から、当該委員である社外取締役として、当会社の経営に対する監査・監督機能を強化していただけるものと判断いたしました。

③　同氏の当会社からの独立性は十分確保されていると判断し、選任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額設定の件

当会社の取締役の報酬等の額は、平成15年６月１日開催の臨時株主総会において、年額５億円以内と決議され、現在に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当会社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬等の上限額を廃止し、会社法第361条の規定に基づき、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額を、経済情勢、業界・事業環境等諸般の事情を考慮して、年額５億円以内と定めさせていただきたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当会社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当会社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条の規定に基づき、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢、業界・事業環境等諸般の事情を考慮して、年額20百万円以内と定めさせていただきたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものといたします。

第６号議案　会計監査人選任の件

平成28年７月22日付で就任した一時会計監査人監査法人アリアを、正式に会計監査人として委嘱いたしたく、選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定事項であります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

名　　称	監査法人アリア
事 務 所	主たる事務所　東京都港区浜松町一丁目30番５号
沿　　革	平成18年５月29日　監査法人アリア　設立
概　　要 （平成29年３月31日現在）	出資金　700万円 構成人員 社員　公認会計士　５名 職員　公認会計士　３名 その他職員　５名 合　計　１３名 代表社員　茂木秀俊、山中康之

第７号議案　合併契約承認の件

当会社は、完全子会社の株式会社八重洲クックライフ（以下、「八重洲クックライフ」といいます。）を吸収合併することを決定いたしました。

１．本合併を行う理由

当会社は現在、業容及び業績の現状を踏まえ、グループ全体の事業効率化の観点から、子会社の事業再編及び組織改革に取り組んでおります。このような方針のもと、特に高齢者の生活支援事業の統合によるシナジー効果を図るとともに、経営資源の一元的運用による効率運営を促進する会社組織改革の一環として、当会社を存続会社とし、八重洲クックライフを消滅会社とする吸収合併を決定いたしました。

本議案は、現状八重洲クックライフは債務超過の状況にあるため、会社法第796条第３項但書及び同第795条第２項の規定により、本吸収合併に係る合併契約の承認をお願いするものであります。

２．本合併契約の内容

当会社と八重洲クックライフが締結した合併契約の内容は、以下のとおりです。

合併契約書

株式会社やまねメディカル（以下甲という。）と株式会社八重洲クックライフ（以下乙という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲（本店　東京都中央区八重洲二丁目２番１号）と乙（本店　東京都中央区八重洲二丁目２番１号）は、合併して、甲は存続し、乙は解散する。

（株主に対する合併対価の交付）

第２条　甲は合併に際し、甲の株式、金銭等の対価の交付をせず、無対価による合併を行うものとする。

（甲の資本金及び資本準備金等に関する事項）
第３条　本件合併における甲の株主資本の計算については次のとおりとする。
１．資本金　　：合併により資本金は増加しないものとする。
２．資本準備金：合併により資本準備金は増加しないものとする。
３．利益準備金：合併により利益準備金は増加しないものとする。

（合併の効力発生日）
第４条　合併の効力発生日は平成29年７月１日とする。ただし合併手続きの進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

（合併承認株主総会）
第５条　甲及び乙は、平成29年６月29日にそれぞれ株主総会（以下「合併承認株主総会」という。）を招集し、本契約書の承認並びに合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事情により、甲乙協議のうえその日を変更することができる。

（会社財産の引継ぎ）
第６条　乙は、乙の平成28年３月31日現在の貸借対照表、財産目録、その他同日における計算書類を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において甲に引継ぐ。

２　乙は甲に対し、平成28年４月１日から合併の効力発生日前日に至る間の資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書類を添付して、その内容を明示するものとする。

（会社財産の善管注意義務）
第７条　甲及び乙は、本契約締結後合併の効力発生日前日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって義務の執行及び財産の管理、運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

（従業員の処遇）
第８条　甲は、合併の効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取り扱いについては、別に甲乙協議のうえこれを定める。

（合併条件の変更及び合併契約の解除）
第９条　本契約締結の日から合併の効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

（定款変更及び役員）
第１０条　甲は、合併の効力発生を条件として甲の定款を変更する場合、および甲の役員を増員する場合には甲の合併承認株主総会において別に定めるものとする。

（協定外事項）
第１１条　この契約に定めた事項のほか合併につき必要な事項は、この契約の趣旨に基づき、甲乙協議のうえこれを定める。

（契約の効力）
第１２条　本契約は第５条に規定する甲及び乙の合併承認株主総会の承認または法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

この契約締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成29年３月16日

甲　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
株式会社やまねメディカル
代表取締役社長　山　根　洋　一　印

乙　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
株式会社八重洲クックライフ
代表取締役社長　村　山　英　史　印

3．会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

当会社は、八重洲クックライフの発行済み株式の全部を所有しているため、本合併に際し、株式・金銭その他財産の交付は行いません。

また、本合併により、当会社の資本金及び準備金の額に変動はございません。

(2) 八重洲クックライフの最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸　借　対　照　表

（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
【流動資産】	72,092	【流動負債】	89,719
現金及び預金	15,385	買掛金	50,654
未収入金	23,677	短期借入金	28,000
営業未収入金	34,359	短期リース債務	756
前払費用	186	未払金	7,775
その他	85	未払費用	213
貸倒引当金	△1,600	未払法人税等	180
【固定資産】	11,996	未払消費税等	2,142
【有形固定資産】	1,833	【固定負債】	110,630
建物付属設備	349	長期借入金	110,000
工具器具備品	98	リース債務	630
リース資産	1,386	負債合計	200,349
【無形固定資産】	162	純資産の部	
ソフトウェア	162	【株主資本】	△116,158
【投資その他の資産】	10,000	【資本金】	50,000
子会社株式	10,000	【資本剰余金】	40,000
【繰延資産】	104	資本準備金	40,000
開業費	104	【利益剰余金】	△206,158
		【その他利益剰余金】	△206,158
		繰越利益剰余金	△206,158
		純資産合計	116,158
資産合計	84,191	負債・純資産合計	84,191

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		491,071
売上原価		
商品仕入高	446,243	
合計	446,243	446,243
売上総利益		44,828
販売費及び一般管理費		32,871
営業利益		11,957
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
雑収入	575	576
営業外費用		
支払利息	2,090	2,090
経常利益		10,442
税引前当期純利益		10,442
法人税、住民税及び事業税	180	180
当期純利益		10,262

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 合併当事会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

以上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

第15期定時株主総会会場ご案内図

会　場：東京都中央区八重洲二丁目２番１号
住友生命八重洲ビル
株式会社やまねメディカル本社　１Ｆ会議室
電話　03－5201－3995

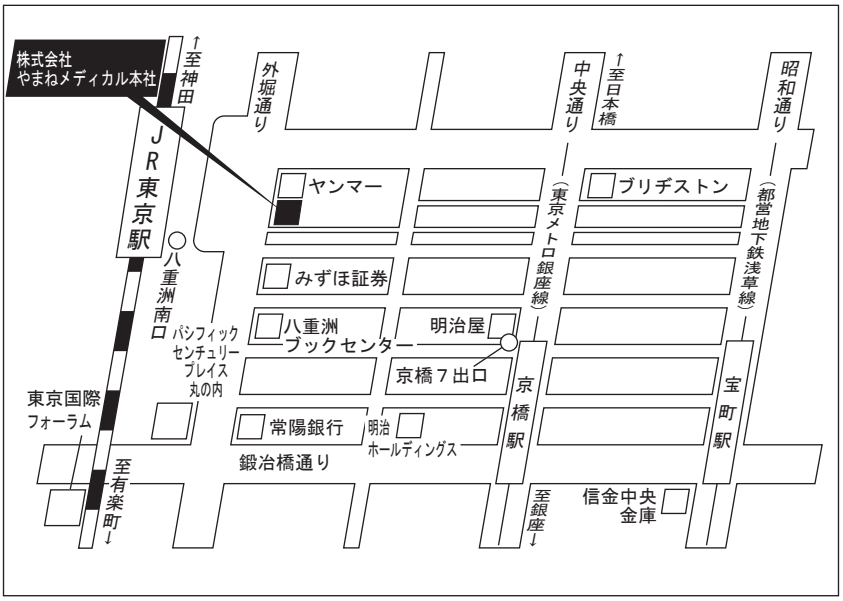

〔交通のご案内〕
ＪＲ東京駅　八重洲南口　徒歩２分
（地下街４番出口　徒歩１分）
東京メトロ銀座線京橋駅　７番出口徒歩４分

【会場変更のお知らせ】本総会は、昨年と会場が異なりますのでご注意下さい。